

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 8 月 6 日

福島県いわき農林事務所長

工事（委託業務）番号	第 26－36270－0028 号
工事（委託業務）名	林業専用道（県・復）0801 工事
質 問 事 項	
・ 抜根物、木くず等の産廃処理が t になってますが、指定処理場は m ³ の単価しかありません。換算係数がありましたらご教授お願いいたします。	
回 答 事 項	
・ 抜根物、木くず等の産廃処理に掛かる単位当たりの換算係数については、平成 18 年 12 月 27 日付け環産産発第 061227006 号「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」 https://www.env.go.jp/recycle/waste/manifest.html 及び、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター公表の「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」 https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html を準用しております。	

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 8 月 6 日

いわき農林事務所長

工事（委託業務）番号	第 26－36270－0028 号
工事（委託業務）名	林業専用道（県・復）0801 工事
質 問 事 項	
1. 金抜き設計書 工事費明細書 支障木伐採工 主幹部以外の産業廃棄物処分料金について質問です。 工事費明細書内では、産業廃棄物処分料金 抜根物等（中間処分）及び木くず（中間処分）ともに単位が「ton」記載になっておりますが、 特記仕様書『5. 建設副産物に関すること』で記載されている処理施設は、積算上どちらも「m3」当たりの単価になっております。 抜根物等及び木くずの換算係数をご教示願います。	
回 答 事 項	
1. 抜根物、木くず等の産廃処理に掛かる単位当たりの換算係数については、平成 18 年 12 月 27 日付け環産産発第 061227006 号「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」https://www.env.go.jp/recycle/waste/manifest.html 及び、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター公表の「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html を準用しております。	

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。